

<MDPRO ミニコラム>

TPP 協定が医療機器産業へ及ぼす影響 医療機器政策調査研究所 (MDPRO)

10月5日に TPP 協定の交渉が大筋合意に至りました。これを受けて政府は TPP 説明会の開催や web を通して合意内容の公表を行っています。そこで MDPRO では、TPP 協定が日本の医療機器産業(以下、「産業」という。)へ及ぼす影響の考察を行いました。結果、TPP 協定が産業へ及ぼす直接的な影響は非常に限定的で、総じて言うならば TPP 協定の産業に対するデメリットもメリットも小さいと考えています。一方で、間接的な影響(たとえば、金融サービスの規制緩和により混合診療容認の議論が活発になるなど)は、現時点で計れない部分が多く、今後も注視が必要だと考えています。詳細を以下に記載します。

【関税分野*1】

TPP 協定において、工業製品の関税撤廃率は日本で 100%、相手国で 99.9%に及びます。医療機器に限定すれば相手国の関税撤廃率も 100%です。

輸入

従来から日本は大半の医療機器に関税をかけていないため、TPP 協定によって医療機器の輸入が極端に増加することはないと考えられます。

輸出

米国、カナダ、ニュージーランド、マレーシア、シンガポールは、眼鏡用レンズやコンドームにのみに関税をかけているため、産業のメリットはこれらの分野に留まると予想されます。

チリ、メキシコ、ペルーでは大半の医療機器に関税をかけているため、これらの地域への輸出において産業にはメリットがあります。ただし、メキシコ、ペルーは画像診断機器(MRI、X 線 CT など)に関税をかけていないため、この分野での影響は小さいと予想されます。

ブルネイは診断機器(心電図、超音波装置、MRI、X 線 CT など)に 20%という高い関税をかけていますが、これが撤廃されます。しかし、ブルネイは人口 40 万程度の小国のため、関税撤廃の影響は小さいと予想されます。

【非関税分野*2】

TPP 協定において、日本は社会事業サービス(国民皆保険を含む社会保障など)について包括的な保留を行っています。そのため TPP 協定がこの分野に直接的な影響を及ぼすことはないと言明されています。

TPP 協定には ISDS 条項(投資家と国との間の紛争の解決のための手続)が含まれています。しかし、これは投資に対して国の不当・不公平な対応が原因で損害を生んだ場合に適用されるもので、現状の社会保障や医薬品医療機器法などを理由に日本が訴えられることはないと言明されています。

*1 経済産業省の web に公開されている工業製品の合意事項(関税)一覧から、JEITA が「医療機器調査報告書」で集計対象としている HS コードをもとに医療機器を抜粋した。

<http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151020002/20151020002.html>

*2 内閣官房主催 TPP 説明会より(10/20 開催)

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/12/151020_tpp_setsumeikai_siryoushou01-1.pdf